

介護関係（おくらの里 特養）

利用者個々の尊厳と人格を尊重し、自立支援を目指した的確なケアを実践することで、心身機能の低下を防ぎ、利用者が日常において気力を持って活動的な生活が送れるよう支援します。また、情報の共有化を図ることで各職種と協力・連携したチームケアを展開し“暮らし”を保証したケアが提供できるよう支援していきます。

1. 個別ケア（処遇全般）

- (1) 利用者個々の状態を細かくアセスメントすることで、生活リズムや個性・行動などを把握し、個別の状態に合ったケアを提供し、その方らしい生活が送れる様に支援します。
- (2) 利用者・家族の意向を踏まえたケアプランを各職種と協働して立案し、実施状況を観察し、定期的にモニタリングすることで、計画と状態像との乖離を見極め、次のケアプラン立案に活かします。
- (3) 利用者の特性を掴み、リスクに関する小さな気付きをひやりはっとして報告することで事故に至る前に対策を講じ、利用者のレベル低下に繋がる様な事故を防ぎます。また、発生したリスクを見直し、評価することで同様の事故が発生しないよう危機感を持ち処遇に臨みます。
- (4) 利用者・家族との関係性を密にし、良好な信頼関係を築くことで個別ケアに反映させます。
- (5) 四季を感じる事のできる余暇活動や外気に触れることのできる余暇活動、趣味の活動や好みに応じた余暇活動を計画・実施し、活動の場を広げることで、刺激のある生活できる様支援します。
- (6) フロアー会やカンファレンスの場で利用者個々の処遇の改善や生活の見直しを図り、職員・職種間で情報を共有することで、利用者が戸惑いなく生活できる様に統一した対応を行います。

2. 重度者ケア・看取り介護

- (1) 廃用性症候群予防の為、利用者の状態に応じた離床支援を行い、余暇への参加促進や他者との触れ合いにより刺激を受け活動性のある生活が送れる様支援します。
- (2) 個々の状態に応じた的確なポジショニングやシーティングを実践することで筋緊張を和らげ、安楽な姿勢で過ごせる様支援する事で、関節の拘縮進行や褥瘡等を予防したケアを行います。
- (3) 利用者の嚥下状態に応じた食事介助や口腔ケアを実践することで誤嚥性肺炎を予防します。
- (4) 日頃から標準予防対策を行うことで、感染症の発症を予防し清潔で衛生的な生活が送れるよう支援します。また、発症時には各職種と協力して迅速に感染症蔓延予防対策を講じます。
- (5) 各職種と連携し情報を共有することで利用者の状態把握に努め、看取り介護対象者については、スムーズに看取り介護に移行できる体制を構築します。また、看取り介護は日常生活の延長にあると捉えた上で日々の処遇の充実を図り、満足頂ける最期を迎えることができる様に利用者・家族の意向を踏まえたケアに取り組みます。
- (6) 吸引などの医療的ケアが必要な利用者について、看護職員指導の下、器具の取り扱い、衛生面に十分注意し利用者の状態を把握した上で適切に実施します。

3. 認知症ケア

- (1) 認知症による周辺症状の認識・理解を深め、行動原因を探ることで対応の仕方や接し方を統一し、利用者が1人の人間として尊厳や役割を持って生活できる様に支援します。
- (2) 身体拘束ゼロ、高齢者虐待防止、QOLの向上を推進し、利用者1人1人の尊厳を守り、自尊心を傷つけられることのない介護を目指します。
- (3) 職員も環境因子になりうるということを認識し、傾聴の姿勢を取り、受容的・共感的な対応を行うことで、精神的に落ち着ける様に支援します。
- (4) 1日の流れにメリハリを付け刺激のある生活リズムを構築することにより、認知症の進行を予防します。
- (5) 生活様式、生活習慣、生活歴などのバックグラウンドに着目し、昔行っていた趣味や特技、仕事、居住地などの情報を糸口とし認知症ケアにおける材料とします。

4. 人材育成

- (1) 職員の研修参加を促進し、研修報告の場を設けることで、共通した知識・技術を習得し、サービスの質の向上を目指します。また、持ち得た技術・知識を活用し、的確な新人職員の指導・育成を行い、チームケアの一員としてサービスを提供することができる様に教育を行います。
- (2) 介護職員のミーティングの場を設け意見交換することにより、介護に対する向上心を高め、意識統一を図ることで、介護力の底上げを図り、キャリアに応じた実践力や判断力を身に付けます。
- (3) 「報・連・相」を基本とし、各職員間や職種間のコミュニケーションを多くすることで良好な関係を築き、情報共有することで、問題に対する共通意識を持ち、円滑な協力体制が構築できる様に取り組みます。
- (4) 福祉用具の活用法について学習の機会を設け知識・技術を習得し、有効的に活用できる環境や体制を構築する事で、職業病である腰痛を予防し、職員の身体的負担を軽減させ安全に利用者処遇に取り組みます。

看護関係（おくらの里 特養）

利用者の重度高齢化が進み、医療的処置対象者の増加により、看護職の果たす役割は大きくなっています。利用者の日々の健康管理と状態把握に努め、嘱託医・他職種との連携により、異常の早期発見につなげ、異常時の対応が円滑かつ迅速に行える様に取り組めます。また、感染症予防、褥瘡対策や終末期ケアに重点を置き、知識・技術の向上を図りケアの質の向上を目指します。入所者が最後まで一人の人間として尊厳を保ち、喜びを持って日々の生活を送れる様、医療面に加え精神面においても、家族を含めた支援を行うことで、より良い医療を提供していきます。

1. 適正な健康管理

- (1) 定期健康診断と必要に応じた病院受診により疾病状況を確認し、嘱託医による医療行為の補助を行います。
- (2) 歯科医の定期的な治療・指示を受け、口腔内の保清、食生活の維持、誤嚥性肺炎の予防に努めます。
- (3) 基礎疾患のある利用者は、嘱託医の協力を得て、他病院への受診の介助を行います。
- (4) 利用者の表情や行動に関する観察力を高め、「気づき」の視点から異変時には即対応でき、行動が取れるような職員の育成を目指します。
- (5) 利用者一人ひとりの身体状況の把握に心がけ、各職種間との連携を図り、情報を共有することで、異常の早期発見・対応を図り、疾患の予防と悪化の防止に努めます。

2. 感染予防と衛生管理

- (1) 感染対策の指針を適切に運用し予防ができる様、感染対策予防委員会を定期開催することで、危機管理体制を確保し、感染対策物品の補充や点検・手洗い・うがいの励行を推進し、職員の健康管理を促進します。
- (2) 感染症対策について、各職種が連携し対応できるようにマニュアル化し、全職員が迷わず感染対策を実施できるよう施設内の体制整備を行います。また、新人研修や内部研修を強化することで感染症対策に対する意識を高め、対応に必要な知識や技術等の周知・徹底を図ります。
- (3) インフルエンザ・ノロウイルスなど流行する感染症は早期に情報収集し、徹底した予防対策に努め、感染症の持ち込みや発症を阻止する為、来訪者にも協力を仰ぎ、健全な生活環境を提供します。
- (4) 朝礼時に、感染症の発症状況等の情報提供や注意喚起を行い、施設全体へとしての共有を図ります。

3. 褥瘡予防対策

- (1) 褥瘡予防の内外の研修を通じ、知識・技術の向上を図り、他職種との連携や情報の共有のもと、褥瘡予防に努めます。
- (2) 褥瘡発症時は嘱託医との連携を図り適切な治療を行います。入所者全員に褥瘡のリスク評価を行い、リスクの高い方に応じた対策を講じることで褥瘡予防に努めます。
- (3) 褥瘡好発部位の皮膚の清潔保持や栄養状態の把握、除圧道具の活用や適切なポジショニングの実施等、日々の処遇の中で適切に実施し、褥瘡予防に繋がります。

4. 終末期ケアの実施

- (1) 施設の看取り指針に沿って、夜間緊急連絡体制を確保するとともに、利用者の状態に合わせたカンファレンスを行い、本人や家族の意向を踏まえた終末期ケアが実施できるように努めます。
- (2) バイタル測定や状態のこまめな観察により、利用者の状態を把握し、変化に応じた対応を行います。また、施設で提供できる医療の範囲を明確にし、嘱託医や各職種との連携により必要な医療処置を行い、終末期におけるケアを実践します。
- (3) 家族もケアに参加しやすい環境を作り、他者の存在を感じられる環境の中で精神的な安定を与え、苦痛の軽減を図り、安らかな終末期を送ってもらえる様に支援します。

5. 看護師の知識や判断力の向上

- (1) 外部研修には積極的に参加し、広い視野を持って知識を進取し、日常業務へ反映させられる様に努めます。
- (2) 病気のことや不明な点は探求し、医師の指導を受け、自己研鑽の機会を作り、学んだ知識や情報を看護師間で共有していきます。

6. 医療的ケアへの取り組み

- (1) 嘱託医や各職種と連携を図り、介護職員が適切な医療的ケアが実践できるよう、現場での的確な助言を行います。また、介護職員が医療的ケアの知識や技術を学べる機会を設け、安全な医療的ケアが利用者に提供できるよう、体制の整備を図ります。
- (2) 医師と連携を図り、介護職員が安全に吸引等の医療的ケアが実施できる様、指導・実施計画書の作成・報告等をおこないます。

相談員関係（おくらの里 特養）

入所者一人一人のこれまで歩んでこられた人生を尊重し、その方にとって「何が大切であるか、何が必要であるか」を常に考え、入所後の生活が大きな意義を生むものとなるよう、支援します。入所者の意思や基本的人権を尊重し、健康保持に努め、心豊かな日常生活が送れるよう処遇の資質向上を目指します。家族にとっても施設が安心できる場所であると同時に、地域社会にとっても社会資源の一つとして、親しみの持てる開かれた場所となれるように、意欲的に事業展開を行います。

1. 入所者・家族への相談援助

- (1) 入所者のADLの状態を正確に把握し、個人を尊重した心あるケアに努めます。またIADL（手段的日常生活動作）の状態も把握し、専門職の視点からの確かな援助を行います。
- (2) 入所者及び家族にとって信頼できる存在となれるように、援助者としての確たる認識を持ち、技術の向上に努めます。
- (3) 入所前説明の段階から、家族に対して丁寧な対応に努め、施設生活における理解を得て、良好な協力関係を築いていくことに注力します。
- (4) 入所者及び家族の希望等を詳細に聞き取り、ケアプランへの反映を行う為に、入所日に家族にカンファレンスに出席していただきます。個人情報保護法に基づく情報共有域を家族間においても明確にしておき、3ヶ月ごとにカンファレンスを開催し、ご本人及び家族の希望に沿った施設生活を支援します。（入所者の状態に変化が生じた時には速やかにカンファレンスを開催します。）
- (5) 入所者・家族からの要望・苦情に対しては、速やかに実態を調査し、誠実に対応すると共に、原因究明の後には、多職種と連携し適切な対応策を講じることで、再発を防止サービスの向上へ繋がります。
- (6) 行事やレクリエーションは多職種と連携を図り、季節感を演出し、利用者と家族や親族との交流の場としても活かされる様、温かく家庭的な雰囲気の中で工夫を凝らし実施します。
- (7) 入所者の入院に際しては、定期的に面会に訪れ、病状の把握に努めます。病院側と密に連携が図れる様、連絡ツールを明確にしておき、定期的に家族とも連絡を取ります。
- (8) 長期入院が想定されたり、著しい状態の悪化が認められたりする場合には、入所者にとっての最善の生活を、主治医や家族と協議して選択していただきます。
- (9) ターミナルケアは、施設の看取り指針に沿って、家族や協力病院との連携を図りながら、身体的・精神的苦痛が緩和できるように援助してまいります。

2. 入退所者への対応

- (1) 公平な入所基準を確立し、緊急度の高い方からの入所を最優先できるよう努めます。豊富な情報収集のもと、他職種と協議の上、多角的な視点から人選を行います。
- (2) 各居宅介護支援専門員や病院のソーシャルワーカーと日頃から連携し、情報交換を行って、施設生活が必要な方の申し込みに繋がるよう努めます。
- (3) 入所・退所手続きを円滑にする為に、家族や関係機関との連絡を密にします。

機能訓練関係（おくらの里 特養）

人は加齢に伴い身体機能は低下していき、また、疾病に罹患することにより一層全身機能は低下しやすくなり、ADL能力も低下してきます。色々な補助具を用いても生活が自立していれば問題も少ないですが、生活に他者の援助が必要となります。このことを踏まえ他職種と連携しつつ個々に適した計画のもと、機能訓練を行い、身体機能及び認知機能の低下予防・残存機能の維持・向上を図る共に、利用者の生活機能が活性化していけるように援助していきます。

1. 機能回復訓練計画の立案

利用者1人1人の生活状態・生活動作の観察を行い、把握していく中で起こる問題や支援できる事等を検討し、介護支援専門員・看護職員・介護職員・生活相談員・管理栄養士ら各職種とのカンファレンスの討議結果に基づいた個別機能訓練計画書の作成を行います。また、その後3が月毎に1回以上、利用者又は家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進行状況等を説明し、訓練内容の見直しを行います。

2. 機能訓練の実施

カンファレンスにて策定された計画書に則り、個々の機能訓練を実施していきます。

- (1) 個別機能訓練では個々に適した関節可動域訓練（各関節の伸展・屈伸運動）、日常生活動作訓練、基本動作訓練（平行棒を使用した立位保持や歩行訓練等）、筋力強化訓練（プーリーや車椅子自走、メドマー[むくみの改善を図る]）、ホットパック療法（関節痛の緩和を図る）等を実施します。
- (2) 集団訓練では運動能力を主とした集団レクリエーション（タオル体操・風船バレー、ターゲットゲーム、手指を使った工作等）、カラオケ（歌体操にて四肢、体幹のストレッチ運動）、書道、音楽療法等の活動を数多く取り入れ、心身の機能維持を図り利用者の自己実現の一助とします。また、ボランティアを有効活用し、継続的な取り組みに繋げていきます。
- (3) 拘縮予防や褥瘡発症予防を考慮し、臥床時も安全で安楽な体勢で過ごし、身体の緊張や硬直が緩和出来る様に、利用者個々の障害に合わせた個別的なポジショニングを設定します。また、福祉用具等を有効活用し、離床時の身体のズレや傾きを改善し、適切な体勢で過せる様に、シーティングの支援を行うことで、二次障害を予防します。

3. 職種間への情報の提供

ケアキャストに拘縮・褥瘡予防のポジショニングや関節可動域訓練等の正しい情報を提供し共有する事で、機能の維持・向上に取り組む体制作りを施設として固めていきます。

4. リスク管理

使い過ぎによる過用症（過用性筋力低下・過用性筋損傷・過用性体力消耗）や誤った訓練法が引き起こす誤用症（関節損傷・末梢神経麻痺）等のリスク面に十分留意しつつ訓練を実施していきます。

栄養関係（おくらの里 特養）

食に関するニーズが多様化する中、多職種と協力し、多角的な視野にたった栄養ケアマネジメントを実施し、利用者の栄養管理と心身の健康を保つ支援を行います。また利用所の思いや生き方を大切にしながら、安全で美味しい食事提供を行うことで、施設での生活を豊かなものにし、QOLの向上に繋げていきます。

1. 栄養ケアマネジメントの実施

- (1) 低栄養状態の予防・改善を重要な課題として、利用者ごとに栄養スクリーニングを行い、解決すべき課題やニーズを把握します。スクリーニングを踏まえ、カンファレンスにおいて各職種で内容を協議し、栄養ケア計画を作成します。
- (2) 栄養ケア計画を実施していく中で、栄養状態・食事摂取状況等を定期的にモニタリングし、利用者の状態変化に柔軟に対応していきます。
- (3) 栄養ケア計画に基づいて利用者の個別性に対応し、安全で衛生的な食事、経腸栄養法による栄養補給を行います。
- (4) 口腔機能の維持にも目を向け、口腔マッサージ等を実践し、嚥下機能や摂食機能を保ち「食べる」ことを維持できるよう支援します。
- (5) 口腔ケアで口腔内を清潔に保つことで、食事を美味しく摂取していただける様に努めます。また歯科・口腔疾患・呼吸器感染症を予防し、全身の健康維持を図っていきます。
- (6) 利用者及び家族に栄養ケア計画の内容を分かり易く説明し、十分な同意のもと、栄養ケアを実施します。

2. 充実した献立の作成

- (1) 栄養アセスメントにて得る情報や摂食調査・嗜好調査・検食簿の結果を取り入れ、利用者に好まれる献立作成と、新しいメニューを取り入れていきます。
- (2) 季節の移り変わりを実感できるように、旬の食材を積極的に用います。
- (3) 彩りや盛り付けを工夫し、食欲を刺激するような食事を心がけます。

3. 適切な衛生管理による安全な食事の提供

- (1) 感染予防対策委員会と連携し、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止に適切な対応を行います。
- (2) 日常より適切な衛生管理業務を心がけ、食中毒・感染症を予防する為、衛生管理の基本を再確認し、調理職員全員が同じ意識をもって作業を行います。
- (3) 常に食事提供者としての自覚を持ち、自身の体調管理に努めます。
- (4) 食材は原材料と産地確認を行い、国産品及び地産の物を優先的に使用します。

4. 情報の共有と提供

- (1) 利用者、職員に対して持続的に栄養に関する情報を提供し、知識の向上を図ります。
- (2) 栄養委員会の開催により、低栄養状態の入所者の栄養改善・食事内容等について検討を重ねます。
- (3) ニーズの多様化に適応する調理技術と専門知識の習得及び質の高い食事提供を目指す為、職場会の開催や積極的な内外の研修会への参加を行います。